

山口県定住者応援カーライフプラン・リピートプラン

令和 2年 4月 1日現在

商品名	山口県定住者応援カーライフプラン・リピートプラン (しんきん保証) ※ 山口県と山口県信用金庫協会加盟信用金庫（西中国信用金庫、萩山口信用金庫、東山口信用金庫）との地方創生にかかる包括連携協定に基づき、県内企業にお勤めされる方の自動車関連資金を応援することを目的として、3信用金庫合同にて取扱います。
------------	--

1. 取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日～令和3年3月31日
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時および実行時の年齢が満20歳以上30歳未満の個人および個人事業主の方 ・ 安定継続した収入のある方 ・ 山口県、かつ当金庫の営業地区内に居住される方 ・ 山口県内の就職後3年以内、もしくは就職が内定されている方 <ul style="list-style-type: none"> ※ 勤務地が山口県内であることを条件とし、本社所在地が県内であるか如何は問いません。 《就職内定者の特例》 ・ 就職内定者は以下の条件をすべて満たす場合に対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 就職内定先が発行する内定を証明できる書類を提出できる方 ② ご融資金額については200万円以内とさせていただきます。 ③ 元金返済据置期間は、6か月以内または就職月の翌々月まで《リピートプラン》 ・ 申込日時点または貸付実行日時点で、当金庫における対象ローンが次の条件のいずれかを満たす場合にご利用いただけます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 下記対象ローンをご利用の方で、貸付実行日から6か月以上経過し、かつ直前の返済に延滞のない方、もしくは完済後3年以内の方。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) すべてのしんきん保証基金保証付個人ローン (イ) すべてのしんきん保証基金保証付住宅ローン (ウ) しんきん保証基金以外の保証会社保証付自動車関連ローン ② 下記対象ローンを契約中の方、もしくは新規契約される方。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) しんきん保証基金保証付カードローン (イ) しんきん保証基金保証付カードローン（セットプラン） ※教育カードローンは含まない ・ (一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込人または申込人の家族（配偶者・直系尊属(配偶者の直系尊属を含む)・子・孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原付含む）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金 <ul style="list-style-type: none"> ① 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可） ② 車検費用・修理費用 ③ パーツ・オプションの購入・取付費用 ④ 自動車保険費用 ⑤ 運転免許取得費用 ⑥ 車庫設置費用 ⑦ 申込人が①～⑥を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社等から借り入れたローンの借換資金 <ul style="list-style-type: none"> ※借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む 《カーライフリピートプラン》 ・ 上記①～⑦に対し必要な資金

4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1, 000万円以内（1万円単位） <p>※ただし、「就職内定者」は200万円以内とします。 ※当金庫からの借入金（当座貸越極度額を含む）が700万円を超える場合、出資をしていただき会員となっていただく必要があります。</p>
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10年以内（3か月以上1か月単位）
6. ご融資形式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証書貸付
7. ご融資利率	<p>【固定金利】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県定住者応援カーライフプラン：年2.0%（保証料含む） ・ 山口県定住者応援カーライフリピートプラン：年1.9%（保証料含む） ・ 延滞損害金は、返済すべき元金に対し年18.25%となります。
8. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等または毎月元利均等分割返済とします。 ・ 申込金額の50%以内の元金について6か月毎のボーナス併用返済ができます。 ・ 返済日は4・14・24日のいずれかの日とします。 <p>※産前産後休業中、育児休業中の方は最長2年まで元金返済据置が可能（当該期間分のご融資期間延長も可）</p>
9. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として不要です。
10. 保証会社・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人しんきん保証基金 ・ 保証料はご融資利率に含まれております。
11. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認書類 運転免許証（取得していない場合は個人番号カード（表のみ）、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード、運転経歴証明書のいずれか） ※ 健康保険証の場合は、住民票抄本や公共料金の領収書等、本人確認のための追加的書類が必要となります。 ※ 有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。 ・ 所得確認書類（申込極度額が100万円超の場合） 公的所得証明書（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その2（所得金額用）等）、源泉徴収票原本、確定申告書（控）、給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合）、年金振込通知書・年金額改定通知書・年金裁定通知書のいずれか ・ 資金用途確認書類 見積書、注文書、請求書等、資金用途が確認できる書類 ・ 「就職内定」でのお申込みの場合 就職内定先が発行する内定を証明する書類 ・ メーカー系列販売会社以外での自家用車購入や車検費用の場合は、ローン実行後、車検証の写しが必要となります。 借換資金の場合：融資残高ならびに申込人本人の借入であることを確認できる書類 ・ その他の資料をご用意いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
12. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰上げ返済をされる場合は、繰上償還手数料3,300円が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時45分、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
<p>14. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の申込金額と既存の当金庫取扱分および他信用金庫取扱分を含めたしんきん保証基金保証付消費者ローンの現在残高の合計額が3,000万円以内とします。 ・ 証書貸付は保証登録内容に基づき現在残高を推定した「推定残高」、当座貸越は、保証登録がなされた「保証金額（貸越極度額）」を現在残高とみなします。 ・ 資金は、原則として購入先に振込させていただきます。 ・ 保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承下さい。

西中国信用金庫